

日本の地方財政

●地方財政の範囲と歳出規模	1頁
(1) 地方団体数 (2) 地方財政の範囲 (3) 国内総支出と地方財政	
(4) 国・地方の歳出規模、国と地方との行政事務の分担	
●国と地方の税財源配分	3頁
(1) 国・地方間の財源配分 (2) 地方歳入決算の内訳	
(3) 都道府県の税源偏在の状況	
●地方財政の役割	5頁
「地方公共団体の会計」 「国と地方の主な目的別歳出の割合」	
●歳入	7頁
「歳入内訳の構成」 「地方税」 「地方税収の人口1人当たり税収額の指数」	
●歳出	10頁
「目的別分類」 「民生費・教育費・土木費の目的別内訳」	

(注) 1～4頁は「平成21年度地方交付税のあらまし」(地方交付税制度研究会)から、5～11頁は「平成21年版地方財政白書ビジュアル版」(総務省)からそれぞれ抜粋したもの。

第1節 地方財政と財源保障システム

1 地方財政の範囲と歳出規模

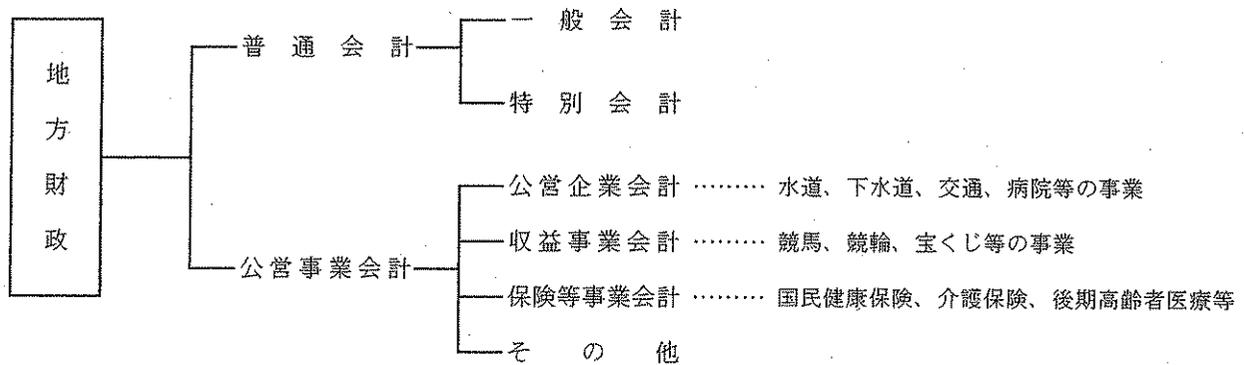
(1) 地方団体数

(平成21年4月1日現在)

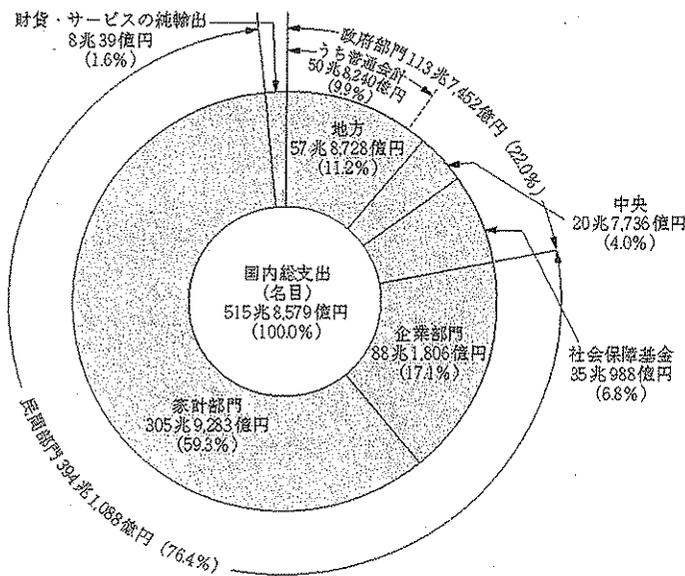
区分	都道府県	市 町 村					合計			
		大都市	中核市	特例市	都市	町村				
団体数	47	(1)	18	38	43	684	994	1,777	(1)	1,824

(注) 上段 (1) は東京都特別区で外書き。

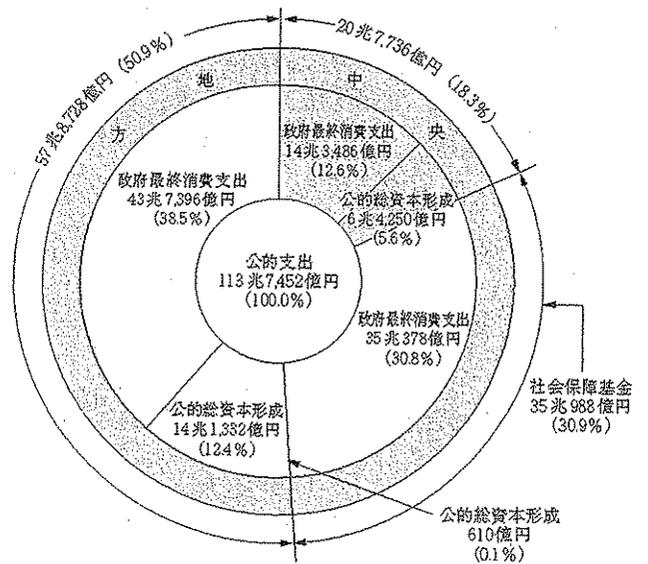
(2) 地方財政の範囲



(3) 国内総支出と地方財政 (平成19年度)



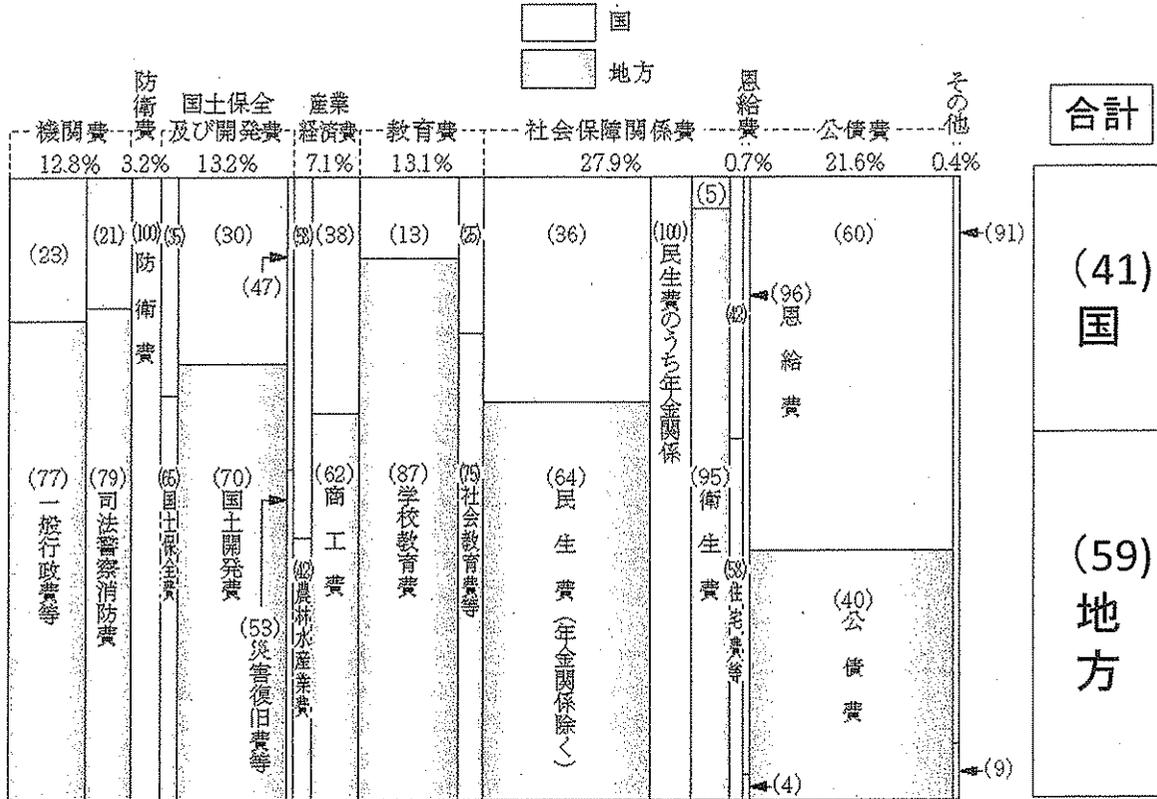
公的支出の状況 (平成19年度)



(注) 地方財政の状況 (平成21年3月) より

(4) 目的別にみると、国民生活に関係の深い教育、民生、衛生、産業、国土開発等の大部分が地方の歳出となっている。

国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）（平成19年度決算）



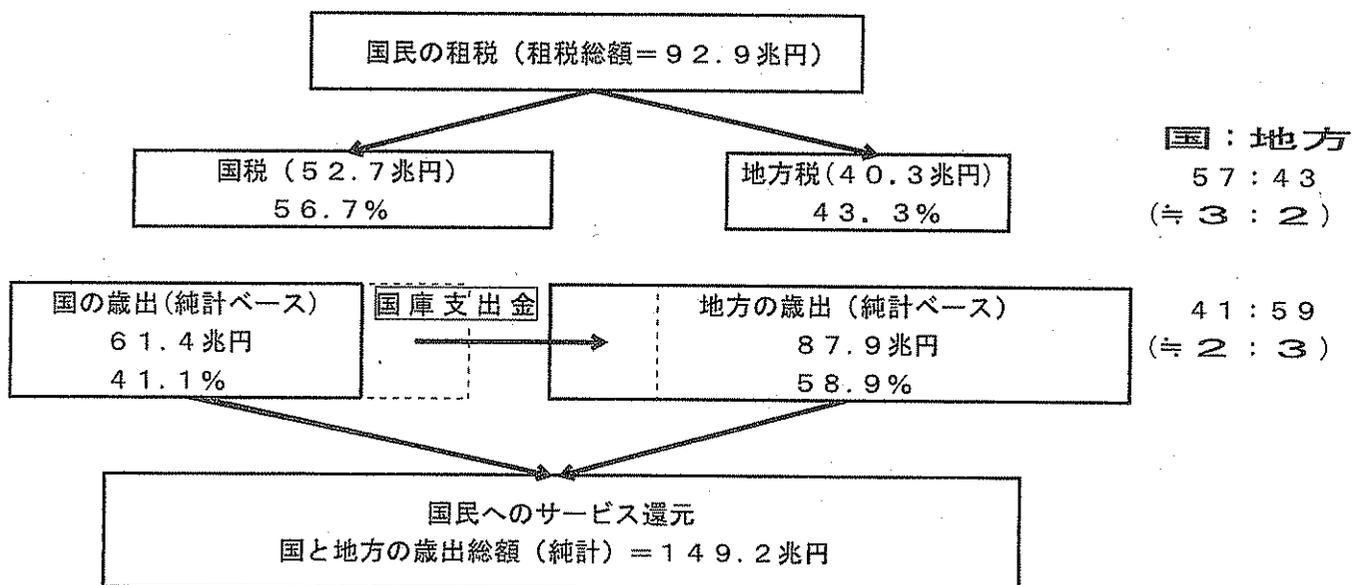
国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	<input type="checkbox"/> 高速自動車道(指定区間) <input type="checkbox"/> 国道(指定区間) <input type="checkbox"/> 二級河川	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 私学助成(大学)	<input type="checkbox"/> 社会保険等 <input type="checkbox"/> 医師免許許可 <input type="checkbox"/> 医薬品許可免許	<input type="checkbox"/> 防衛 <input type="checkbox"/> 外交 <input type="checkbox"/> 通貨
地方	<input type="checkbox"/> 国道(その他) <input type="checkbox"/> 都道府県道(指定区間) <input type="checkbox"/> 二級河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 公営住宅区域、調整区域	<input type="checkbox"/> 高等学校・特殊教育学校 <input type="checkbox"/> 小・中学校教員の給与 <input type="checkbox"/> 私学助成(幼~高) <input type="checkbox"/> 公立大学(特定の県)	<input type="checkbox"/> 生活保護(町村の区域) <input type="checkbox"/> 児童福祉 <input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 警察訓練 <input type="checkbox"/> 職業訓練
市町村	<input type="checkbox"/> 都市計画等(市道、都市施設) <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 上下水道	<input type="checkbox"/> 小・中学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 生活保護(市の区域) <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 保健所(特定の市)	<input type="checkbox"/> 戸籍基本台帳 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳 <input type="checkbox"/> 消防

2 国と地方の税財源配分

- 我が国の財政は、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2：3となっているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては国と地方の比率は概ね3：2となっており、最終支出と税源配分の間に大きな乖離が存在。
- 地方歳入中の地方税の収入ウエイトは約4割。歳出規模と地方税収のギャップ（国庫支出金、地方交付税）が地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくいとの指摘。
- 地方団体がより自立的な財政運営を行えるよう、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等により、地方歳入に占める地方税のウエイトを高める必要。

(1) 国・地方間の財源配分（平成19年度）



(2) 地方歳入決算の内訳（平成19年度）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
402,668 (44.2%)	162,293 (17.8%)	102,541 (11.2%)	95,844 (10.5%)	148,467 (16.3%)

← 地方歳入 91兆1,814億円 →

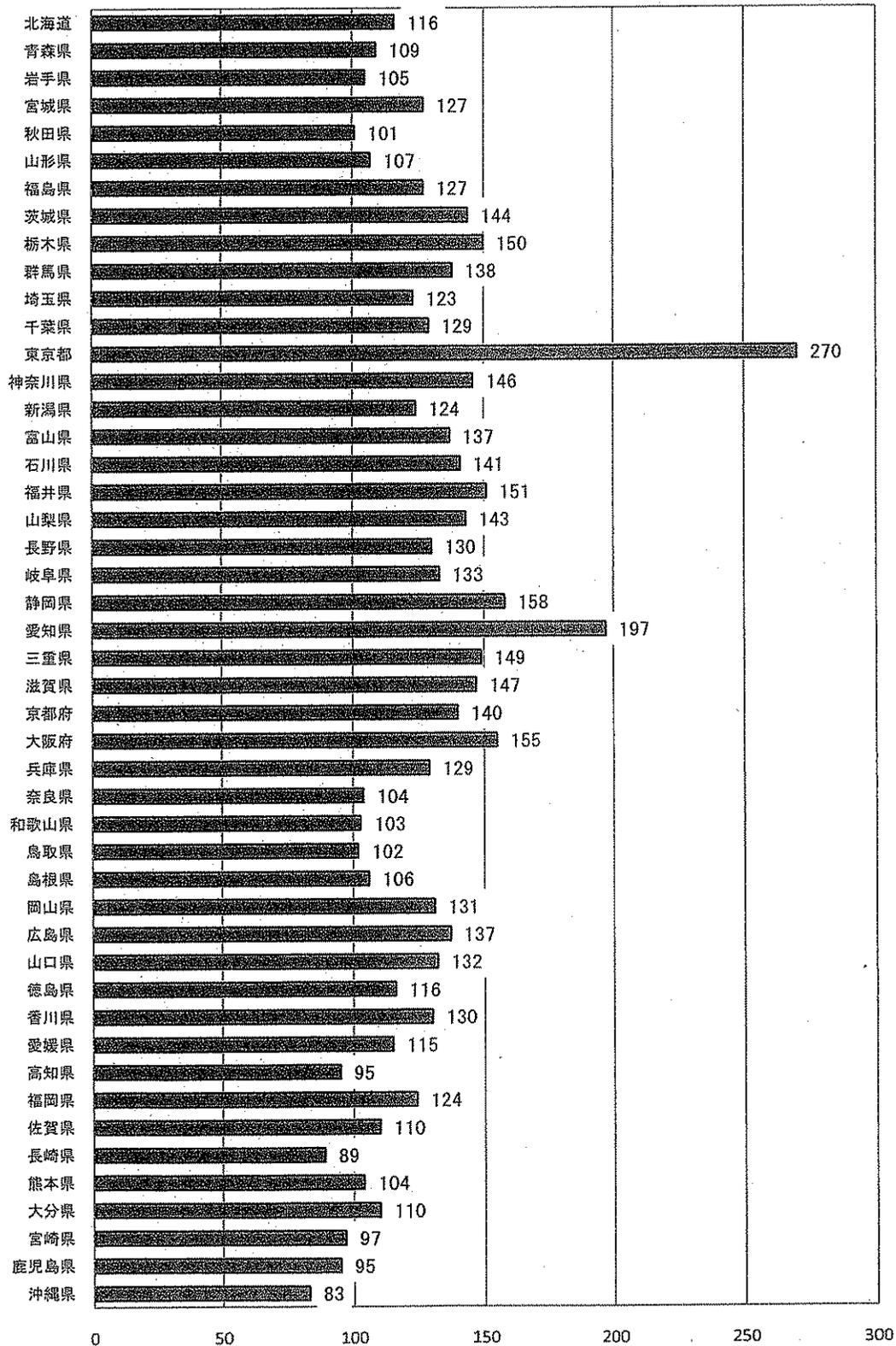
(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(3) 都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、平成19年度では、人口一人当たり税額で見ると東京の27.0万円に対し、沖縄県は83万円と3.3倍の格差が生じている。

平成19年度人口一人当たり都道府県税額

(単位：千円)



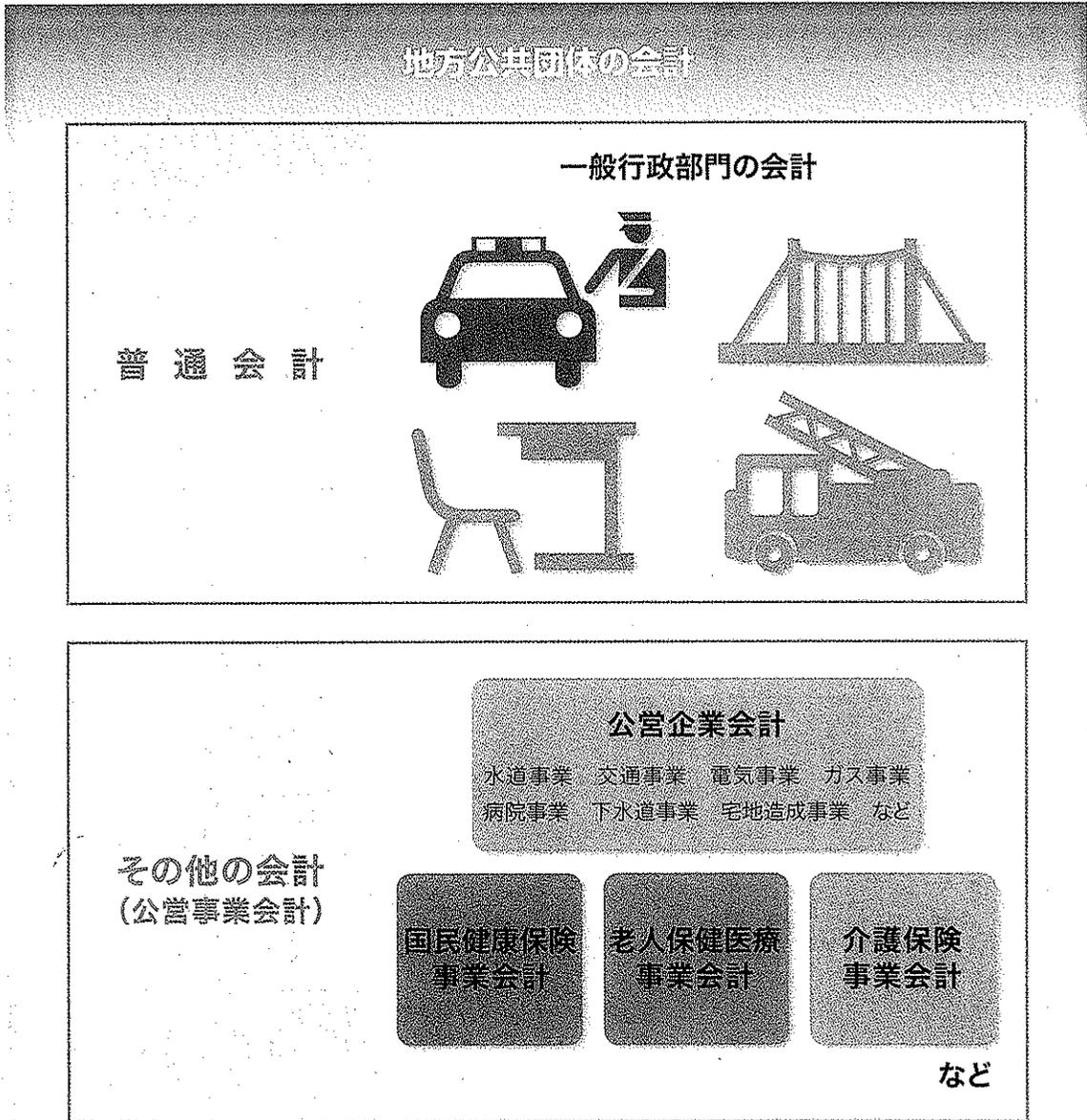
地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成19年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計(公営事業会計)と区分しています。



どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合(歳出ベース)

目的別歳出の割合	地方の割合 59%	国の割合 41%
衛生費 3.8%	保健所、ごみ・し尿処理等 95%	5%
学校教育費 10.0%	小・中学校、幼稚園等 87%	13%
司法警察消防費 4.4%		21%
社会教育費等 3.1%	公民館、図書館、博物館等 75%	25%
国土開発費 11.0%	都市計画、道路・橋りょう、公営住宅等 70%	30%
国土保全費 1.8%	河川海岸 65%	35%
商工費 5.3%		38%
民生費 (年金関係を除く) 18.0%	児童福祉、介護などの老人福祉、生活保護等 64%	36%
災害復旧費等 0.4%		47%
住宅費等 1.4%		42%
農林水産業費 1.8%		58%
公債費 21.6%		60%
民生費のうち年金関係 4.7%		100%
防衛費 3.2%		100%
総務費・議会費等 8.4%	戸籍、住民基本台帳等 77%	23%

歳入

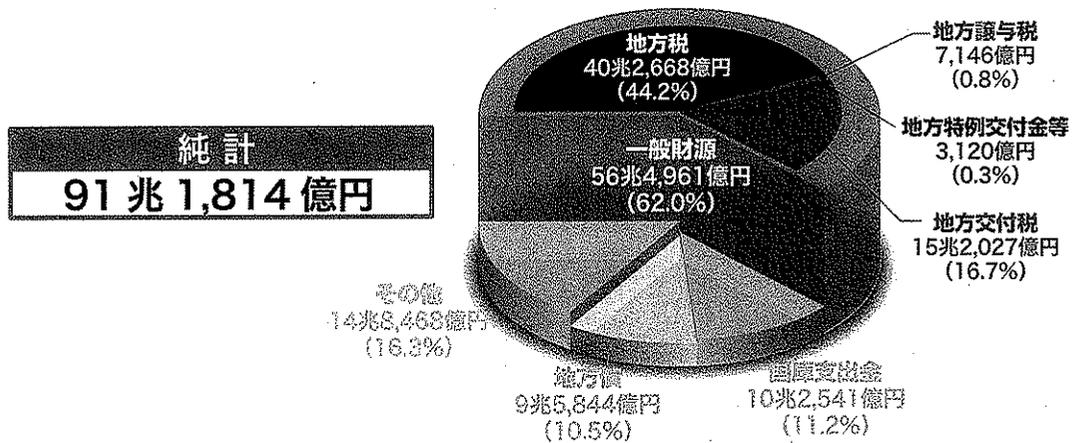
行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

1 歳入内訳の構成

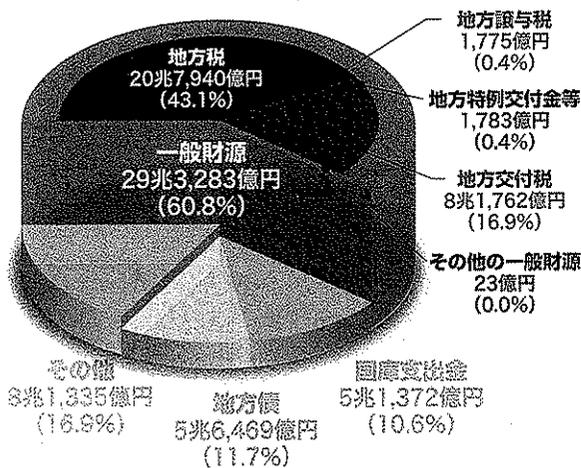
地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税(約4割)、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。

一般財源

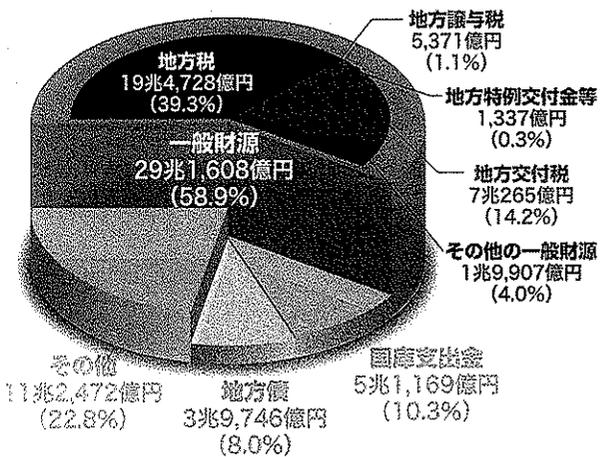
地方税や、地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金等の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。



都道府県 48兆2,459億円



市町村 49兆4,995億円



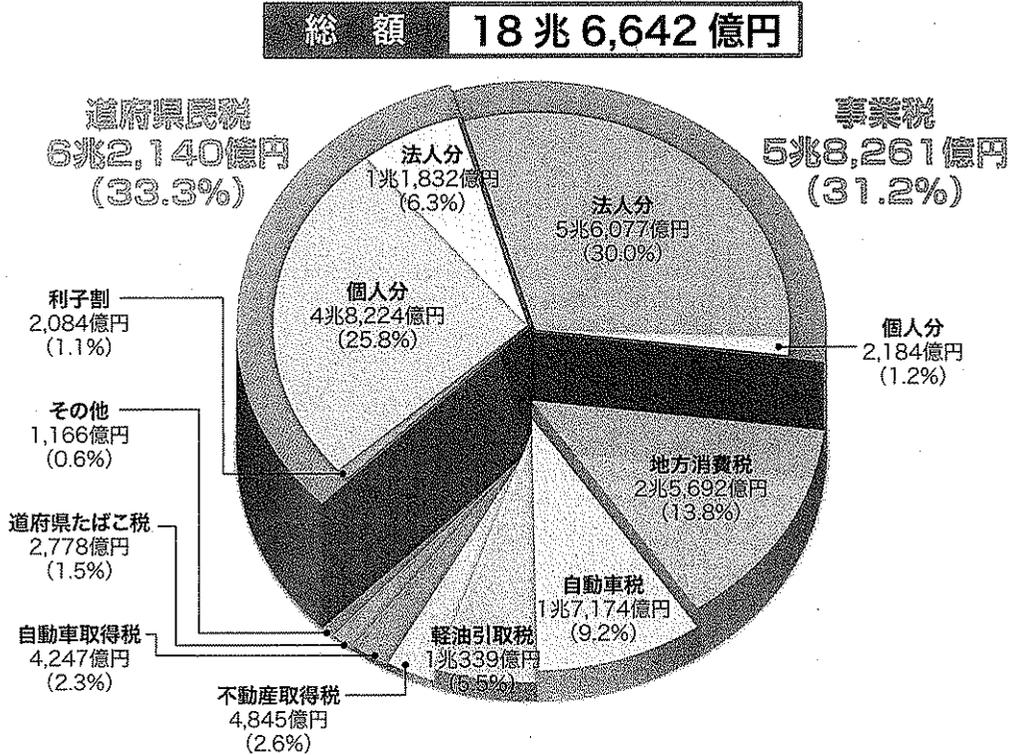
- *地方譲与税 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
- *地方特例交付金等 18年度及び19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための児童手当特例交付金など、地方税の代替的性格を有する財源です。
- *地方交付税 国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です(詳しくは「4地方交付税」をご覧ください)。
- *国庫支出金 国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。
- *地方債 地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指します。

(注1)ここでは普通会計を中心に扱います(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、「地方公営企業」で紹介しています)。
 (注2)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

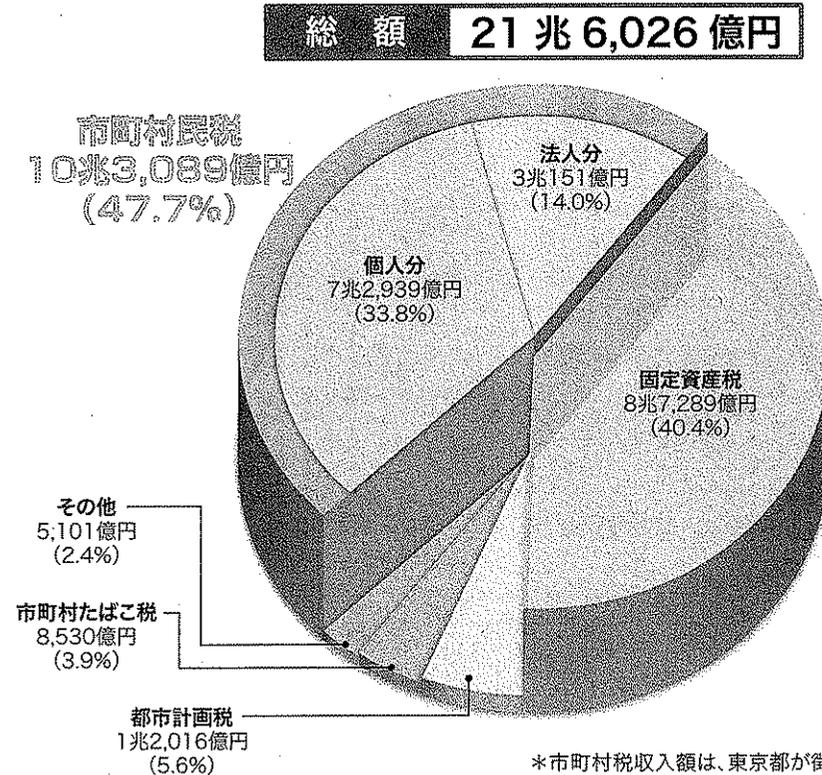
3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます(東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています)。

道府県税の税収の構成(平成19年度決算)



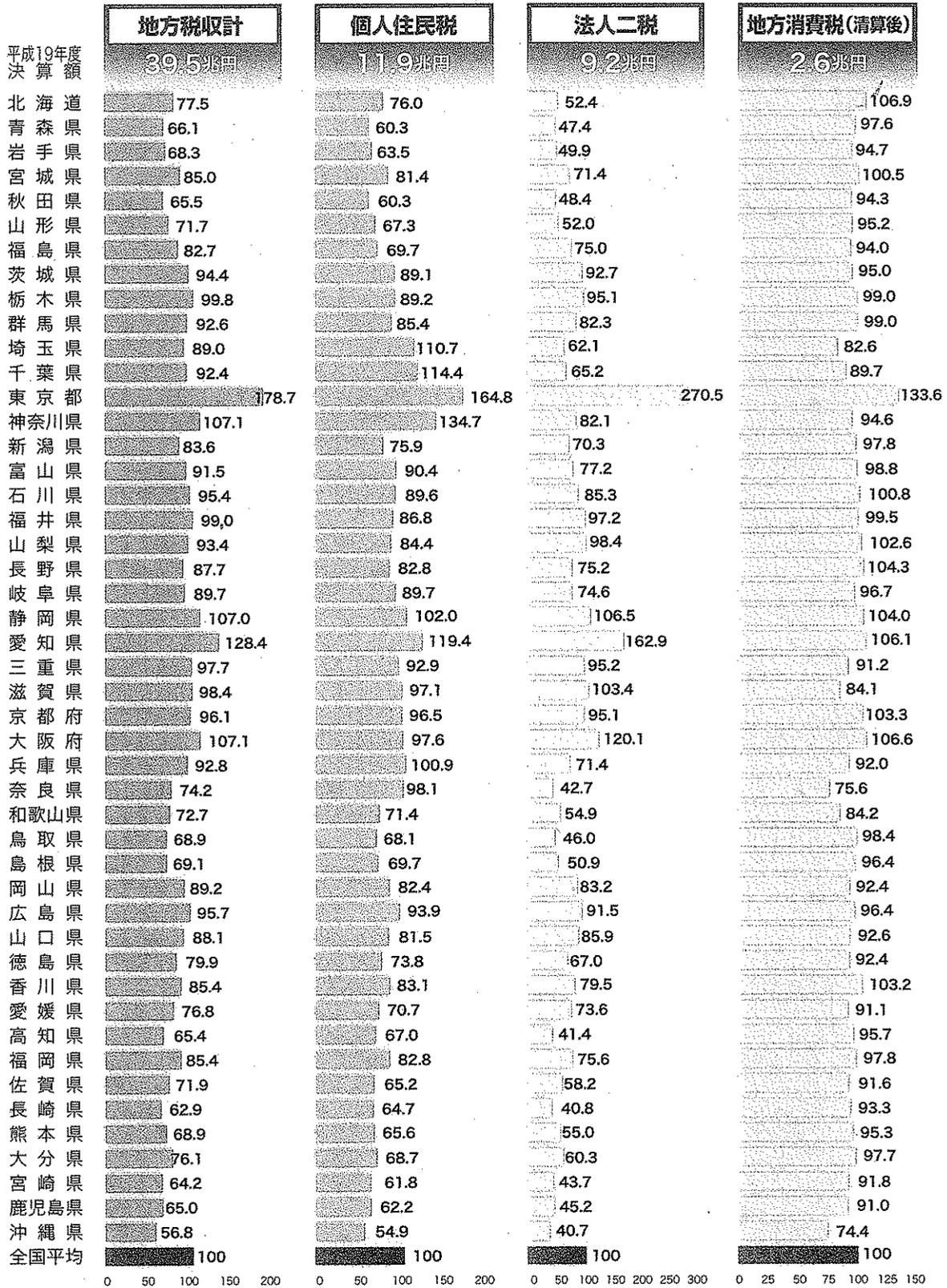
市町村税の税収の構成(平成19年度決算)



*市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要です。

地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

歳出

何に使われているのでしょうか？

1 目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、民生費、教育費、土木費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、公債費、土木費の順、市町村では、民生費、土木費、公債費の順となっています。

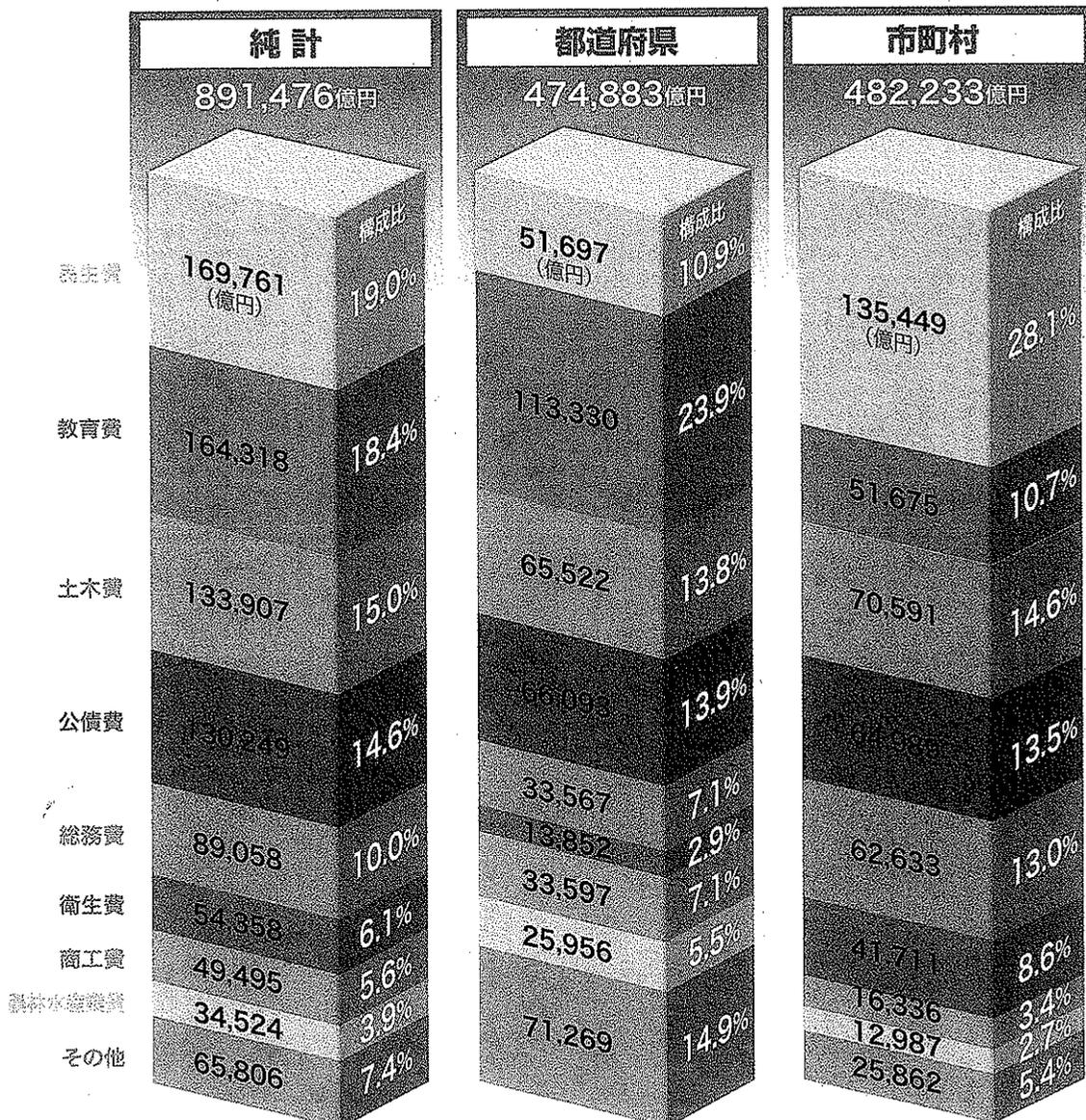
民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用

教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

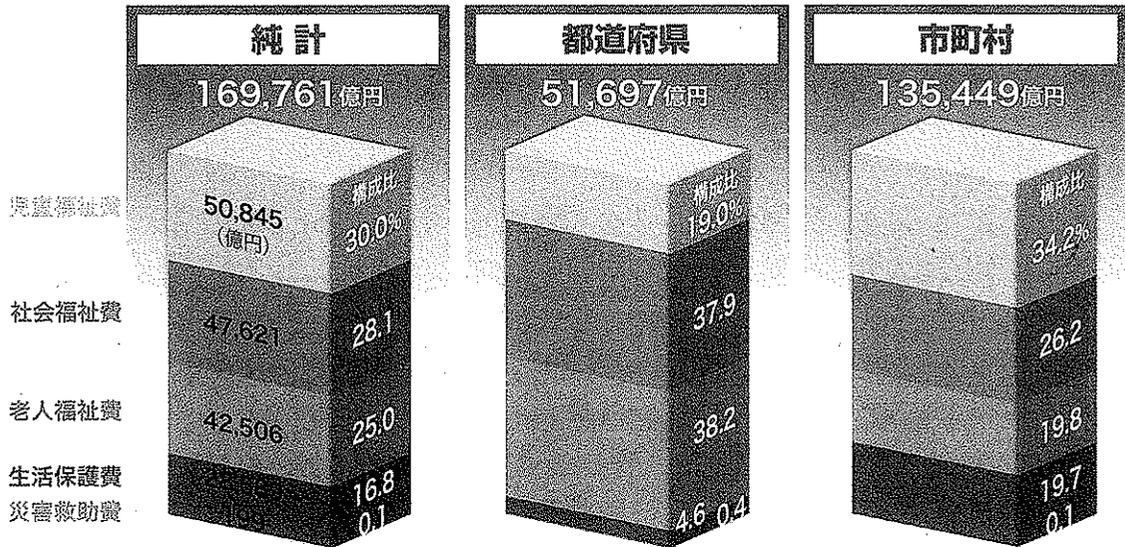
公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

目的別歳出決算額の構成(平成19年度決算)

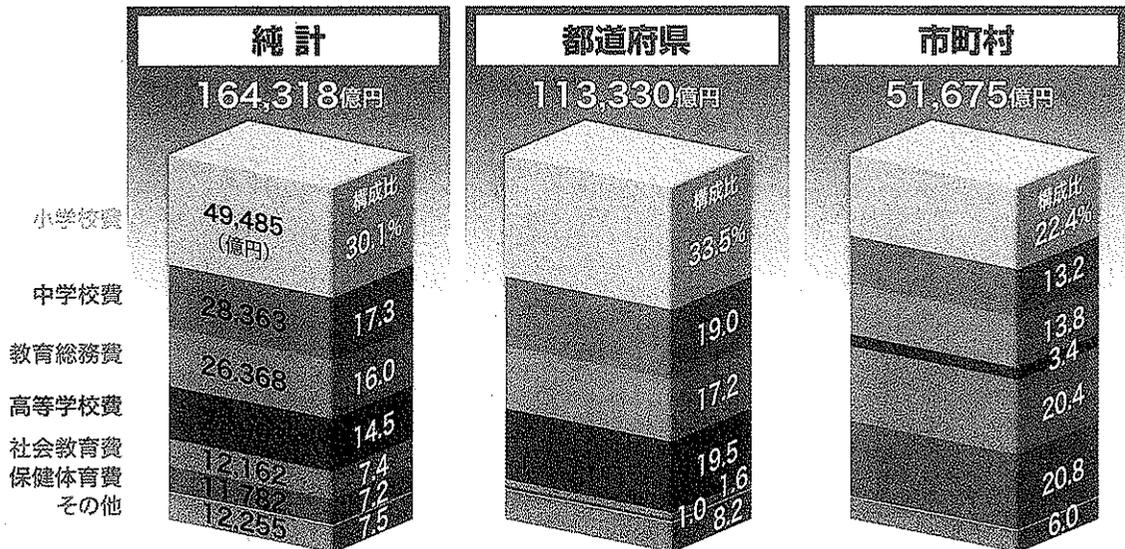


地方財政の現状

民生費の目的別内訳



教育費の目的別内訳



土木費の目的別内訳

